

別紙 1

検査項目及び検査の回数

1日1回以上行う検査

番号	項目名	備考
-	色、濁り、残留塩素	水道法施行規則第15条第1項第1号イに該当する項目
47	pH値	水道法施行規則第15条第1項第3号イに該当する1ヶ月に1回以上とする項目
50	色度	
51	濁度	平成19年3月30日付健水発第0330005号「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（通知）」別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」3、(3)、(ア)に該当する項目

毎月1回

番号	項目名	備考
1	一般細菌	水道法施行規則第15条第1項第3号イに該当する1ヶ月に1回以上とする項目
2	大腸菌	
-	嫌気性芽胞菌	平成19年3月30日付健水発第0330005号「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（通知）」別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」3、(2)、(ア)に該当する項目
21	塩素酸	水道法施行規則第15条第1項第3号ハに該当する3ヶ月に1回以上とする項目
23	クロロホルム	
25	ジブロモクロロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	ブロモジクロロメタン	
30	ブロモホルム	
38	塩化物イオン	水道法施行規則第15条第1項第3号イに該当する1ヶ月に1回以上とする項目
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	水道法施行規則第15条第1項第3号ハに該当する3ヶ月に1回以上とする項目
42	ジェオスミン	水道法施行規則第15条第1項第3号ロに該当する検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、1ヶ月に1回以上とする項目
43	2-メチルイソボルネオール	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	水道法施行規則第15条第1項第3号イに該当する1ヶ月に1回以上とする項目
48	味	
49	臭気	

3ヶ月に1回

番号	項目名	備考
1	亜硝酸態窒素	水道法施行規則第15条第1項第3号ハに該当する3ヶ月に1回以上とする項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	
13	ホウ素及びその化合物	
22	クロロ酢酸	
24	ジクロロ酢酸	
26	臭素酸	
28	トリクロロ酢酸	水道法施行規則第15条第1項第3号ハに該当する3ヶ月に1回以上とする項目
31	ホルムアルデヒド	
33	アルミニウム及びその化合物	
34	鉄及びその化合物	
36	ナトリウム及びその化合物	
37	マンガン及びその化合物	
40	蒸発残留物	水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針 3. 予防対策(2) 原水等の検査で3ヶ月に1回以上検査することとされたもの。
原水	クリプトスポリジウム等（原虫）	

1年に1回

番号	項目名	備考
-	省略した項目	平成15年10月10日付健水発第1010001号「水質基準に関する政令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1、3（5）に準じて実施

臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、必要な項目について、適宜臨時の水質検査を実施する。

原水の水質検査

1年に1回

番号	項目名	備考
-	全項目 (21から31 までの項目を除く)	平成15年10月10日付健水発第1010001号「水質基準に関する政令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4、2に基づき実施

水質管理目標設定項目及び放射性物質に関する水質検査

東京都水道水質管理計画（令和6年3月改正）に基づき、東京都保健医療局と連携し実施する。